

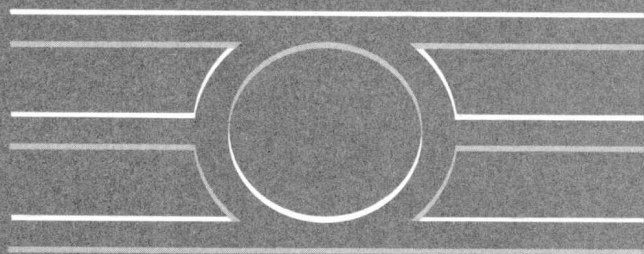
海外企業会計の実務

協和銀行調査部 編

アーサー アンダーセン会計事務所 監修

海外企業会計の実務

協和銀行調査部 編
アーサー アンダーセン会計事務所 監修



海外企業会計の実務

昭和56年 2 月18日 1 版 1 刷
昭和58年 9 月20日 4 刷

編 者 協和銀行調査部

©1981 The Kyowa Bank Ltd.

発行者 前 田 哲 司

発行所 日本経済新聞社

東京都千代田区大手町 1 - 9 - 5 郵便番号100

電 話 (03)270-0251 振 替 東京3-555

印刷・昭和工業写真 製本・関口製本
ISBN4-532-07361-8

本書の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作権および出版社の権利の侵害となりますので、その場合には予め小社あて許諾を求めて下さい。

は し が き

1979年の第二次オイル・ショックの直後に幕を開けた80年代の日本は、従来にも増して国際協調を基本路線とした新しい進路を切り開いていくことが必要となろう。新しい進路とは、従来の輸出一辺倒の貿易立国的な考え方から脱して、海外直接投資による進出先国との共存共栄を図りながら、グローバルな安定成長を目指すという発想を加味することである。

わが国企業の海外直接投資のパターンを顧みると、70年代の前半までは、主として天然資源の確保、労働資源の利用的な性格が強く、進出地域的にも東南・北東アジアなど発展途上国が中心をなしており、先進国への投資は輸出促進のための海外販売拠点づくりないし情報収集目的のものに限定されていた。しかし、70年代後半によると、先進諸国との賃金格差の縮小、円高現象や貿易摩擦など輸出環境の悪化への対応等から、先進諸国への直接進出の重要性が改めて認識されるようになった。

折しも80年代の幕開け早々に、乗用車メーカー各社や食品メーカーが、米国での現地生産や進出を表明したりしたのは、80年代がわが国企業にとって海外投資の時代になることを象徴的に示唆するものとして注目される。海外投資には、多くの留意すべき問題があり、十分な事前調査があらかじめ必要となる。カンントリー・リスクの評価、税制の調査、現地パートナーや労働者雇用面での配慮、法律・企業会計の国際化への適応等々、取り組むべき事柄は枚挙にいとまがないほどである。

しかし、これらの諸問題の検討は、専門分野の書物に委ねることとし、本書では、第一部で海外投資に際しての基本的留意事項を採り上げ、第二部で国際的な企業会計と財務諸表の具体的解説を試みた。国際的な企業会計についての知識は、わが国企業の経営活動の国際的展開に伴う在外支店・現地子会社の増大、海外での資金調達、投資の国際化などの要因によって、最近次第に必須のものとなってきている。とくに海外金融市場での資金調達は、ここ数年間、国

内市場での金融緩和時代にも盛んに行なわれた。これは、世界的にみられる金利格差の動向、円相場の変動によるリスク・ヘッジなどの要因を背景としたものである。

54年12月、外為法の改正が国会で成立し、同時に「外資法」が廃止され、新しい外為法では海外からのインパクトローン取入れ、外債の募集は、有事の際を除いてほぼ完全に自由化されることになった。このような資金調達ルートの多様化に伴って、企業の業績がかなり左右される時期が到来したといえよう。こうした背景から、アメリカ式の英文財務諸表に関する専門書や手引き書は最近数年間にかなり出版されている。しかし、その他の主要各国の企業会計については断片的な研究論文や紹介記事が会計専門雑誌に掲載される程度であり、一書に纏めたものは、古くは『実例研究 海外の企業会計』（開銀編、日本経済新聞社、昭和46年）や『会計国際化の研究』（溝口一雄編、中央経済社、昭和53年）の他は寡聞にして見当らない。したがって、各国の財務諸表の最近の知識を得るためには、常に専門雑誌の論文をフォローしていかなばならず、多忙な実務家にとっては煩に堪えられないところであろう。

当行では、先に『海外企業財務の手引』（近代セールス社、昭和48年）を出版した経緯があるが、このたび同書をさらに発展させ、各国の会計慣行・基準の変遷をとり入れて、新たに出版することになった。

もとより、本書の執筆メンバーはいわゆる専門家ではなく、内容的には不満足な箇所も少なからずあると思われるが、幸にして、米国のビッグ・エイト会計事務所であるアーサー アンダーセン公認会計士共同事務所の監修を受けることが出来た。御協力いただいた山内悦嗣氏をはじめとする同事務所の方々に深く感謝したい。上記のような観点において、一般実務家の業務運営上、いささかでも役立てば幸いである。

本書の執筆は、調査部調査役（現・総合経営情報センター主任コンサルタント）の渡辺浩を中心に海外班で行なった。最後に、本書の出版に際してご尽力いただいた日本経済新聞社出版局の方々にあらためて感謝の意を表したい。

昭和56年2月

協和銀行調査部長 久保 進

監修のことば

『海外企業会計の実務』と題する本書は、大きく二つの部分からなっている。第一部の海外投資編では、わが国企業の多国籍化に伴い最近話題になっているカントリー・リスクの評価問題、タックス・ヘイブンの利用等海外投資にあたっての留意事項、必須知識が紹介され解説されている。第二部の海外財務諸表編では、アメリカをはじめとして、イギリス、西ドイツ、フランス、スペインおよびブラジルの企業会計が解説されている。

この種の出版物としては、数年前から数冊の書物が出されている。しかしその大部分は米国の企業会計に関するものであり、イギリス、ドイツ、フランス、スペインそれにブラジルの企業会計の要点を一つにまとめて、解説した書物はきわめて少ない。また、会計実務にとどまらず、海外投資に必須な知識を関連づけて一つの書物としてまとめ、しかも出来るかぎりの直近の情報を盛り込んだものであるものは最近見当らない。

われわれは、日頃わが国のみならず諸外国の会計実務にも取り組んでいるので、よく顧客や知人から日本語で書れた海外投資と会計実務に関する適当なガイダンスを紹介して欲しいという依頼があり困ることもしばしばである。

もちろん、企業取引の国際化にともなう税務、法律、会計実務上の個々の具体的な問題は、それぞれ専門の公認会計士や弁護士にその都度相談をするべきである。しかし、その前の調査段階で基本的知識を一通り身に付けておきたいと思う実務家は多いことと思う。そのような方々には、本書は最適な手引書となると信ずる。

企業の国際的な事業活動における基本情報の提供という価値ある作業に努力された協和銀行調査部の渡辺浩氏を始めとする海外調査班のメンバーの方々に対し多大の敬意を表するとともに、本書がこうした分野でのマイル・ストーンとなることを期待するものである。

アーサー アンダーセン公認会計士共同事務所
パートナー 山内悦嗣

海外企業会計の実務

目 次

は し が き

監修のことば

第一部 海外投資の現状と課題

1 わが国の海外活動と海外投資	3
2 カントリー・リスクの評価方法	9
3 タックス・ヘイブンの利用	19
4 海外企業調査の具体的方法	31

第二部 海外の企業会計と財務諸表

はじめに	47
1 アメリカの企業会計と財務諸表	53
1 アメリカ式財務諸表の特徴	53
2 アメリカの事業法及び財務諸表制度	59
3 財務諸表の実例	75
4 貸借対照表 (Balance Sheet)	79
5 損益計算書 (Income Statement)	116
6 財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position)	127
7 特殊問題	131
8 アメリカ企業の経営分析と企業買収	155

2	イギリスの企業会計と財務諸表	168
1	会社法 (Companies Act) と経理公開規定	168
2	イギリスの会計原則と主な開示内容の特徴.....	175
3	西ドイツの企業会計と財務諸表	207
1	西ドイツの会計法体系.....	207
2	財務諸表の特徴	209
4	フランスの企業会計と財務諸表	239
1	フランスの会計法体系.....	239
2	ディスクロージャー.....	252
3	財務諸表の特徴.....	253
5	スペイン、ブラジルの企業会計と財務諸表	268
1	スペインの会計制度	268
2	ブラジルの会計制度	294
6	各国のインフレーション会計	308
7	会計基準の国際的統一化の動き	334
	参 考 文 献	351
	付 録	355
	あ と が き	369

第一部 海外投資の現状と課題

1 わが国の海外活動と海外投資

1. 海外投資の現状

わが国の海外投資が本格化したのは、1968年度以降のことである^{#1)}。

68年度から71年度にかけての時期は、国際収支の黒字基調の定着にともなう海外直接投資の自由化、71年のニクソン・ショックを契機とする円高・ドル安の傾向などが重なり、年間海外投資額は5～9億ドルの水準に急増、この時期にわが国の海外投資はテイク・オフ段階を迎えたといえる。

さらに、72～73年度になると、国際収支の大幅な黒字により外貨過剰の時代に入り、円切上げ圧力が加わるようになり、輸出環境は急激に悪化した。こうした背景から、72年度の海外投資は23億ドル、前年比2.3倍となり、翌73年度には35億ドル、前年度比5割増という急膨張ぶりを示した。そして1件当り投資規模も、1億ドルを超える大型プロジェクトがこの間に具体化している。

わが国海外直接投資と平均投資
規模の推移

年 度	件 数	金 額 (100万ドル)	1件当り 平均投資 規模 (1000ドル)
1951～67累計	2,091	1,451	694
1968	369	557	1,509
1969	544	665	1,222
1970	729	904	1,240
1971	904	858	949
1972	1,774	2,338	1,318
1973	3,093	3,494	1,130
1974	1,911	2,395	1,253
1975	1,591	3,280	2,062
1976	1,652	3,462	2,096
1977	1,761	2,806	1,593
1978	2,395	4,598	1,920
1952～78累計	18,814	26,809	1,425

(出所) 日本銀行資料。

注1) 海外投資が再開したのは1951年度からであるが、51～67年度までの17年間は、国際収支の制約上、年間投資額は1～2億ドル、1件当り投資規模も70万ドル程度に留まっていた。

74～77年度にかけての4年間は、石油危機のインパクトに基づく世界的な不況と、インフレの高進のために投資機会が減少し、国際収支の低調もあって、海外投資の水準もやや低下ないし横ばい程度に低迷した。

しかし、78年度には急激な円高が進行して輸出採算の悪化が進み、一方、企業収益の回復にも支えられて海外投資は再び活発化、年間投資額は初めて40億ドル台を突破（46億ドル）、1件当りの投資規模も大型化する傾向が顕著となってきた。79年度においても、円安による投資コスト上昇、イラン革命に端を発した国際政治不安など投資環境の悪化にもかかわらず、史上最高だった78年度をさらに上回る50億ドルの投資が行なわれた。これは大型プロジェクトが本格的に動き出したためで、この背景には、景気拡大の波に乗って企業活動が盛り上がったこと、通商摩擦回避のための現地生産化の動きが活発化したことなどが挙げられる。

2. 進出動機とパターンの変化

71年頃までのわが国の海外投資の動機は、輸出市場の確保であった。現地での生産工程も最終製品に限定され、部品や半製品は依然として現地に輸出、それによって利益をあげることを主たる目的としており、輸出戦略の一環としての海外進出が大部分であった。

しかし、72年以降、輸出環境の悪化や、国内の立地難、円高・ドル安傾向の定着、先進国における保護主義の抬頭などによって、本格的な海外進出の必要性が高まり、企業にとって戦略的に重要な海外投資プロジェクトが相次いで登場するようになった。これは、わが国から部品、半製品を輸出して現地組立て生産をしても、生産コストの面で割高となるほか、現地からは輸出の変型とみられるなどのためである。

こうしたことから、72年以降は、輸出志向型から脱して、海外生産中心に置きかえることによって、海外進出それ自体で収益をあげ、配当金とロイヤルティ収入によって投資の回収を図ることを主要な狙いとするようになった。この時期には、発展途上国への進出にしても、進出国の輸出重視政策に乗る形で、第三国への輸出を指向するような海外生産拠点を設置するという動機が強まり、かなり国際競争力を備えた近代的な工場が海外に建設されるようになっている。

3. 進出地域と業種の変化

71年頃までのわが国の海外投資は、主として発展途上国での製造拠点の設置と拡充に力点があり、先進国へは販売現地法人の設立が中心であった。先進国との賃金格差が大きかったため、先進国での現地生産は特殊の例外を除いて見るべきものはなかった。しかし、わが国の賃金上昇が著しく、円高・ドル安効果も加わって、欧米との賃金格差が縮小、アメリカを中心にした先進国での現地生産を図る動きが活発化するようになった。

業種別でみると71年頃までは、商業・サービスと資源開発に関連したものが大きなウェイトを占めていた。因みに71年度末の業種別投資残をみると、商業・サービスが48%とトップを占め、製造業（27%）と資源開発（25%）がほぼ同程度のウェイトであった。73年の石油危機を契機として、海外での資源ナショナリズムの台頭により、先進国側からの資源開発投資は国有化の懸念などリスクが大きくなってきている。

わが国の海外投資も、資源開発の重要性が叫ばれているにも拘らず、73年以

海外直接投資の許可額推移

(単位 100万ドル)

	製 造 業	資 源 開 発	商 業 サ ー ビ ス そ の 他	合 計
1951—1971 (累 計) (A)	1,220 (27.5)	1,094 (24.7)	2,120 (47.8)	4,435 (100.0)
1972	525 (22.5)	939 (40.2)	874 (37.4)	2,338 (100.0)
1973	1,496 (42.8)	609 (17.4)	1,389 (39.8)	3,494 (100.0)
1974	874 (36.5)	794 (33.2)	727 (30.4)	2,395 (100.0)
1975	924 (28.2)	771 (23.5)	1,584 (48.3)	3,280 (100.0)
1976	1,025 (29.6)	1,059 (30.6)	1,378 (39.8)	3,462 (100.0)
1977	1,074 (38.3)	602 (21.5)	1,130 (40.3)	2,806 (100.0)
1978	2,035 (44.3)	464 (10.1)	2,099 (45.7)	4,598 (100.0)
1979-3 (累計) (B)	9,174 (34.2)	6,331 (23.6)	11,303 (42.2)	26,809 (100.0)
比 較 (B/A) 倍	7.52	5.79	5.33	6.04

(出所) 日本銀行資料。

(注) カッコ内は構成比(%)。

降は資源開発関連投資のウェイトは低下傾向にあり、これに代って製造業のウェイトが高まってきている。製造業のウェイト増大は、輸出の変形としての小規模投資のパターンから本格的な海外生産の段階に入ったことを示しているように思われる。

4. 海外投資における留意点

(1) カントリー・リスクの調査

わが国企業の海外進出は、60年代には1件当りの投資規模がせいぜい50～100万ドル程度であり、進出前の事前調査も、大がかりなものを必要としなかったが、70年代に入ってから、投資プロジェクト1件当りの投資規模が数千万ドルから数億ドル台へと大型化しており、これに応じてそのリスク管理が重要視されるようになってきた。これは海外投資プロジェクトの経営戦略上の重要性が増大し、その成功、失敗が直ちに親会社の経営に重大な影響を与えるようになってきたからであり、進出に先立って十分なフィージビリティ・スタディを実施することが必要となってきている。事前調査としては、当該プロジェクト自体が抱えている事業リスクは当然のことながら、その前段階として、とくに発展途上国の場合、進出先国の政治的・経済的な安定性についての現状及び将来の見通し、すなわちカントリー・リスクの調査が必要となってくる。

カントリー・リスクは大きく分けて政治的リスクと経済的リスクからなる。経済的に不安定で、インフレが高進、国際収支が悪化すれば、国民の不満が高まって政治的にも不安定さを増し、まさにカントリー・リスクが表面化することになる。

カントリー・リスクが高い国ほど、インフレ率が高く、工業化のレベルも低い。海外からの累積債務が輸出など外貨収入に比べて著しく多い国は、デット・サービス・レシオが高く、借入れの利子支払いのためにさらに借入れをせざるを得ないという事態に追い込まれて、対外支払能力を失うというパターンもみられる。逆に豊富な石油収入を背景に工業化を急ぎ過ぎ、資材の需給バランスが崩れ、著しいインフレを招くなど経済的テイク・オフに失敗しながら、独裁体制が続いていたため政治的には一見安定していたかにみえた王制イランが、突如革命によってそのカントリー・リスクが表面化したことは記憶に新しい。

このように、カントリー・リスクは複雑な要因をはらみ、深く静かに進行する場合もあるので、その分析、判断は難しい。国際的に定評のあるアメリカの専門調査機関でも、当時、イランは中リスク国とみなしていたものである。

(2) タックス・ヘイブンの利用

海外投資の増加傾向に伴い、タックス・ヘイブンを利用した国際的な租税計画のうえに立った進出形態についても、検討されるべきものがある。多国籍化し、海外での事業活動が積極的に展開されるようになった本邦企業にとって、国際租税計画 (International Tax Planning)^{※2)}の重要性が遅ればせながら認識されるようになってきている。

そもそも、企業の海外進出の目的ないし形態としては、①輸出目的、②鉱業、製造、販売、サービス活動拠点の設置、③海運活動(船籍の移転を含む)、④資金の調達、⑤利益の留保、⑥為替リスクの回避といった分野が挙げられるが、このうち、③～⑥までは主としてタックス・ヘイブンの利用形態として広く用いられる。

タックス・ヘイブンの効用としては、第1に最小限の税額に抑えながら利益をプールする効果、第2に税額を最小限に抑えながら多額の資金を調達する効果、第3に為替リスクのヘッジ効果等に要約することが出来、これらの効果を挙げるため通常次のような具体的な利用形態がとられている。

1) 持株会社の設立、2) 投資会社の設立、3) 無体財産権の利用、4) 販売会社の設立、5) 金融会社の設立、6) 国際金融子会社の設立、7) オフショア銀行の設立、8) 海運会社の設立と船籍登録、9) 不動産持株会社の設立、10) 専用保険会社の設立、11) 銀行預金の開設。

当然のことながら1か所のタックス・ヘイブンでこれらすべての事業活動を行なう条件を備えている所はなく、各タックス・ヘイブンのそれぞれの特徴を活かした利用が行なわれている。

しかし、タックス・ヘイブンの利用については、①税収の減少、②資本の異常な移動による市場競争条件の歪曲、③課税所得の隠匿等につながるとして、各国税務当局は次第に規制措置を講じる方向にある。わが国でも78年の税制改

注2) “税引後の利益または資産を最大限にするよう企業がその事業及び課税関係を調整するための手法”と理解されている。

正に際しタックス・ヘイブン対策税制が打ち出され，節税目的での利用には限界がみられるようになってきたことも事実である。